

広 情 審 第 6 号
平成 1 5 年 9 月 2 4 日

広 島 市 長 様

広島市情報公開審査会
会長 大 賀 祥 充

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 5 年 8 月 1 9 日付け広段計第 6 3 号で諮問のありましたこのことについて、別添
のとおり答申します。

（諮問第 2 7 号関係）

答 申 書

平成15年8月19日付け広段計第63号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当です。

2 異議申立ての趣旨

平成15年7月23日付け異議申立書の趣旨は、同年5月27日付けの「段原土地区画整理事業について今年2月に行われた清算金の地元説明会の9回分の議事録」の開示請求に対し、実施機関が、同年6月6日付け広島市指令段計第11号で公文書部分開示決定をしたことの取消しを求めるというものです。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書での異議申立人の主張は、おおむね次のとおりです。

- (1) 受理した通知書には説明会で75パーセント以上の時間を使って市役所が説明した内容の議事録が一切記載されていない。
- (2) 市民の財産権、生活権、体調権に関する説明会で市民にとっては最も大切なことです。発行してください。
- (3) 無茶苦茶な説明をしておいて議事録を出さない考え方は汚すぎます。公務員として最低の責任、義務です。必ず、発行してください。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書による主張は、おおむね次のとおりです。

- (1) 本市の発言を含む議事録は作成しておらず存在していないため、当該議事録の提出を求める申立人の主張には理由がありません。
- (2) 本件部分開示文書には、概要であるが本件説明会の内容が記録されているものであるから、これを請求の趣旨である議事録相当のものとして特定し、部分開示決定したことに違法又は不当な点は認められません。

(3) その他本件処分に違法又は不当な点は認められません。

5 審査会の判断

異議申立人は、以前にも、平成13年7月9日付けで「段原土地区画整理事業の平成11年11月に行った清算金についての8回の地元説明会の議事録」の開示請求をしています。

これに対する実施機関の部分開示決定に対しては、同年8月29日付けで異議を申し立てられています。このときにも、異議申立人は、本件部分開示決定において公文書の一部を不開示にしたことについては何の主張もなく、部分開示した公文書に市側の発言が記されていないことと、正確な(要約ではなく、逐語的な)議事録が作成されていないことについてのみ主張しています。

これについて実施機関の諮問を受けた当審査会は、部分開示した公文書に市側の発言が記されていないことと逐語的な議事録が作成されていないことについて審議し、実施機関の決定は妥当であるとの結論を、平成14年5月31日付け広情審第15号で答申(以下「前回答申」という。)しています。

前回答申の事案と、今回、当審査会が諮問を受けた事案とを比較しますと、以下の事実が認められます。

開示請求のあった公文書は、同様の地元説明会に関する記録です。

実施機関が不開示とした部分とその理由には変更がありません。

広島市情報公開条例は、平成14年10月3日に独立行政法人等に関する情報の取扱いの点で改正されましたが、本件公文書は、この改正とはかかわりありません。

異議申立人及び実施機関の主張には、変更がありません。

すなわち、前回答申の事案と、今回、当審査会が諮問を受けた事案とは、判断の前提となる諸要素が同じであるため、前回答申の審査会の判断理由の部分を全て引用して、「1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

6 審査会の要望

公文書の作成・保存は、もとより実施機関の権限と責任においてなされるものではありませんが、本市の情報公開条例の目的をより一層全うするためには、当審査会としては、実施機関において公文書の作成・記録をするに際しても、情報公開に対する市民の要望にできるだけ応えられるよう十分に配慮されることを望みます。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりです。

年 月 日	処 理 内 容
平成15年8月19日	実施機関から、諮問第27号を受理
平成15年9月17日 (第1回審査会)	審議